書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１００１号
島根県大田市温泉津町福光ハ1458番地３
清算株式会社　石央セラミックス株式会社
代表清算人　佐々木賢一
１　決定年月日　令和７年９月12日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
松江地方裁判所出雲支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０４７号
東京都渋谷区桜丘町１番２号渋谷サクラステージセントラルビル11階
清算株式会社　飯綱東高原観光開発株式会社
代表清算人　荒木　達男
１　決定年月日　令和７年９月10日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権額の1.7408765％の金員を弁済する。
２　前項の弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。但し、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
３　各協定債権者は、第１項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
４　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始